

平成25年3月11日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成25年3月11日(月)午後2時 中辺路コミュニティセンター 1階 大会議室

農業委員数39名

出席者32名

	2番	玉置 俊裕	3番	山本 芳雄	4番	浅井 洋司	
	6番	向日 一義	7番	前田 登	8番	森 敦孝	
9番	船本 幸雄	10番	丸屋 弘吉	11番	小谷 清雅		
13番	山下 繁一	14番	中山 敏久	15番	瀧本 和明	16番	杉若 陽一
17番	泉 雅行	18番	坂本 一馬	19番	横尾 泰行	20番	小山 茂廣
21番	那須 京子	22番	那須 克	23番	上森 力	24番	原 さだ
25番	玉置 伸	26番	鈴木 直孝			28番	上中 悠司
29番	坂本 茂久	30番	松窪 俊英	31番	岡上 達	32番	長嶺 博司
33番	川井 洋之	34番	中村 洋子			36番	松本 忠巳
37番	峯園 五郎						

欠席者

1番	峯 宏好	5番	棒引 昭治	12番	田和 芳雄
27番	溝口 健治	35番	矢敷 勇氣男	38番	石谷 強
39番	蔭地 明一				

事務局 局長 愛須 誠 農地参事 高田 幸安 主査 松平 忠敏

会議録署名委員 6番 向日 一義 7番 前田 登

議長

それでは定刻になりましたので開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。本日は中辺路町現地開催ということで、大変お忙しいところでございますけれども、ご出席をいただきまして有難うございます。今週は三寒四温を繰り返しながら、彼岸に向かってすっかり春めいて来るとのことでございます。本日は3月11日と言うことで東日本大震災が起りまして丸2年と言う事で、新聞なりテレビで報道されているところであります。なかなか復旧、復興が進んでいない状況であるということが報道されております。我々に関係が有ります農地については原発事故の関係で除染という問題が大きく立ちはだかっておりまして、なかなか進んでいないということです。我々にとって農地が使えないということは断腸の思いで有りますけれども、一日も早い農地の復旧、復興を望んでいるところでございます。それから国内情勢でございますけれども、先月22日に安倍総理がアメリカに行きまして、TPP関連でございますけれども、聖域なき関税の撤廃がない限りということが確認出来たということで、非常に前のめりな姿勢で今週にも参加表明をするのではなかろうかという懸念が出てきているところでございますけれども、アメリカの自動車業界からは日本は参加をするなという署名があったということも聞いておりますけれども、何はともあり県の農業会議といたしましても今迄と変わりなく、JA組織とも一緒になって聖域のあるなしに関係なく断固反対というスタンスをこのまま続けて行きますので、ご理解をいただきたいと思います。うれしい話題もございまして、石谷委員さんの熊野牛が共進会で

最優秀賞を受賞されたということ、それから原さだ委員さんが代表を務めます龍神ハートが表彰されたということで、非常にうれしいニュースがございます。お二人のご健闘にお喜びを申し上げたいと思います。早速でございますけれども、議案審議をお願い申し上げます。本日の欠席委員さんは5番の棒引委員さん、12番の田和芳雄委員さん、27番の溝口健治委員さん、35番の矢敷勇氣男委員さん、38番の石谷強委員さん、39番の蔭地明一委員さんの6名から欠席の届出が出てございます。1番の峯宏好委員さんについては連絡をいただいておりますので、もうすぐお見えになると思います。それでは田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎

皆様こんにちは、それでは農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定、合意解約から説明させていただきます。1番、字、畑の463㎡、他5筆ありまして合計面積は3,837㎡、貸人は、借人は、使用貸借の合意解約をした日は、平成25年2月22日です。以上、報告させていただきます。続きまして利用権設定について説明させていただきます。1番、字、他1筆、田の1,387㎡、貸手は、借手は、賃貸借の水稻、1万円の持参払い、期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日の更新です。2番、字、畑の5,429㎡、貸手は、借手は、賃貸借の梅、3万円の持参払い、期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日の更新です。3番、字、他1筆、田の1,066㎡、貸手は、借手は、賃貸借の水稻、年間米10kgの持参払い、期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日の新規です。借手の住所がに訂正願います。4番、字、他1筆、田の1,107㎡、貸手は、借手は、賃貸借の水稻、年間米10kgの持参払い、期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日の新規です。5番、字、他2筆、田の1,278㎡、貸手は、借手は、賃貸借の水稻、年間米10kgの持参払い、期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日の新規です。6番、字、田の1,558㎡、貸手は、借手は、賃貸借の水稻と野菜、年間2万円の口座払い、期間は平成25年2月1日から平成26年3月31日の更新です。7番、字、田の424㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稻、期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日、更新です。8番、字、他1筆、田の1,547㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稻、期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日、更新です。9番、字、他9筆、畑の3,809㎡、貸手は、借手は、賃貸借の梅とみかん、

年間6万円の口座払い、期間は平成25年4月1日から平成28年6月30日、新規です。10番、字、他1筆、畑の7,289㎡、貸手は、借手は、使用貸借の梅とみかん、期間は平成25年4月1日から平成31年3月31日、新規です。11番、字、他1筆、畑の4,700㎡、貸手は、借手は、使用貸借の梅とみかん、期間は平成25年4月1日から平成31年3月31日、新規です。12番、字、田の859㎡、貸手は、借手は、賃貸借の水稻、年間1万円の口座払い、期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日、新規です。13番、字、他3筆、畑の1,848㎡、貸手は、借手は、使用貸借の梅、期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日、新規です。14番、字、他1筆、田の1,146㎡、貸手は、借手は、賃貸借の水稻、年間2万7千5百円の持参払い、期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日、更新です。15番、字、田の1,035㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稻、期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日、更新です。16番、字、他1筆、畑の1,731㎡、貸手は、借手は、使用貸借の梅、期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日、更新です。17番、字、他1筆、田の2,488㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稻、期間は平成25年4月1日から平成31年3月31日、更新です。18番、字、他2筆、畑の1,702㎡、貸手は、借手は、賃貸借の野菜と豆、2万564円の持参払い、期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日、更新です。19番、字、畑の695㎡、貸手は、借手は、使用貸借の梅、期間は平成25年4月1日から平成35年3月31日、更新です。20番、字、他4筆、畑の5,085㎡、貸手は、借手は、使用貸借の梅、期間は平成25年4月1日から平成31年3月31日、新規です。21番、字、他4筆、畑の2,967㎡、貸手は、借手は、賃貸借の梅、年間3万5千円の持参払い、期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日、更新です。22番、字、畑の1,262㎡、貸手は、借手は、賃貸借の梅、年間3万円の持参払い、期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日、更新です。23番、字、他3筆、畑の1,014㎡、貸手は、借手は、使用貸借のみかん、期間は平成25年4月1日から平成31年3月31日、新規です。24番、字、他3筆、田と畑の1,551㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稻と野菜、期間は平成25年4月1日から平成28

年3月31日、新規です。25番、 字 、田の631㎡、貸手は 、 、借手は 、 、賃貸借の水稲、1万円の持参払い、期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日、新規です。26番、 字 、他5筆、この土地の地番、面積について訂正があります。 を に、面積を462㎡から71㎡に訂正願います。 を に、面積を320㎡から211㎡に訂正願います。全体面積は1,801㎡を1,301㎡に訂正願います。貸手は 、 、借手は 、 、使用貸借の水稲、期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日、更新です。27番、 字 、他1筆、田の1,076㎡、貸手は 、 、借手は 、 、使用貸借の水稲、期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日、新規です。28番、 字 、他10筆、この土地の地番、面積に訂正があります。 を に、面積を155㎡から178㎡に訂正願います。合計面積は田の3,628㎡となります。貸手は 、 、借手は 、 、使用貸借の水稲、期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日、更新です。29番、 字 、他1筆、田の1,110㎡、貸手は 、 、借手は 、 、使用貸借の水稲、期間は平成25年4月1日から平成27年3月31日、更新です。30番、 字 、他10筆、田と畑の6,086㎡、貸手は 、 、借手は 、 、賃貸借の水稲と野菜、年間6万円の口座払い、期間は平成25年4月1日から平成35年3月31日、更新です。31番、 字 、田の799㎡、貸手は 、 、借手は 、 、使用貸借の水稲、期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日、更新です。32番、 字 、他3筆、畑の1,913㎡、貸手は 、 、借手は 、 、賃貸借の刀豆、6千円の持参払い、期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日、新規です。33番、 字 、畑の7,889㎡、貸手は 、 、借手は 、 、使用貸借の梅、期間は平成25年4月1日から平成31年3月31日、新規です。34番、 字 、他1筆、田の1,078㎡、貸手は 、 、借手は 、 、使用貸借の水稲、期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日、更新です。35番、 字 、田の634㎡、貸手は 、 、借手は 、 、使用貸借の水稲、期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日、更新です。36番、 字 、他3筆、田の2,340㎡、貸手は 、 、借手は 、 、賃貸借の水稲、米30kg持参払い、期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日、更新です。以上合計36件、109筆、81,939㎡を81,462㎡に訂正願います。貸手33名、借手30名です。この36件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。はい。有難うございます。まず、利用権の合意解約についてご意見、ご質

議 長

議 長 問ございませんか。
 (なしの声あり。)
 議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。田和委員さんが欠席されておりますので、1番からお願いいたします。1番。
 議 番 委員 はい、 番です。1番について異議ございません。
 議 長 はい、2番。
 議 番 委員 番です。2番について更新であり、異議ございません。
 議 長 はい、3番
 議 番 委員 番です。3番4番5番について異議ございません。
 議 長 はい、6番。
 議 番 委員 番です。6番について更新でございます。異議ありません。
 議 長 はい、7番。
 議 番 委員 番です。7番8番については更新であり、異議ございません。
 議 長 はい、9番。
 議 番 委員 番です。9番について異議ございません。
 議 長 はい、10番。
 議 番 委員 番です。10番11番ですけれども、ご主人が高齢者で耕作できないので、親元さんの方で耕作してくれるということで異議ございません。12番について今までは一人で農業をしておったのですが、なかなか一人では出来ないということで、隣接の が快く引き受けてくれたので異議ございません。13番について、これも近所同士で、 は高齢者で農業は出来かねるので、隣の に快く受けてもらったということで異議ございません。
 議 長 はい、14番
 議 番 委員 番です。14番15番について更新で異議ございません。
 議 長 はい、16番。
 議 番 委員 番です。16番について更新で異議ございません。
 議 長 はい、17番。
 議 番 委員 番です。異議ございません。
 議 長 はい、18番。
 議 番 委員 番です。18番について異議ございません。
 議 長 はい、19番。
 議 番 委員 番です。19番更新で異議ございません。
 議 長 はい、20番。
 議 番 委員 番です。 の は、元々貸人と同じ地区に住んでいた人で、異議ございません。
 議 長 はい、21番。
 議 番 委員 番です。21番から22番について異議ございません。23番について、 が亡くなりまして、近所に住んでいる が作るということで異議ございません。
 議 長 はい、24番。

議 員 委員 長 番です。24番について異議ございません。

議 員 委員 長 はい、25番。

議 員 委員 長 番です。異議ございません。

議 員 委員 長 はい、26番。

議 員 委員 長 番です。26番27番について異議ございません。

議 員 委員 長 はい、28番。

議 員 委員 長 番です。28番29番について異議ございません。

議 員 委員 長 はい、30番。

議 員 委員 長 番です。30番31番更新であり異議ございません。32番について借手が でありますが、土地が私の近くですので答弁させていただきます。 の近くでありますが、管理が出来ないということで鳥獣害がありますし、水の管理も大変ということで困っていたところ、 が刀豆を作られるということで、異議ございません。

議 員 委員 長 はい、33番。

議 員 委員 長 番です。33番について異議ございません。

議 員 委員 長 はい、34番。

議 員 委員 長 番です。34番35番について異議ございません。36番について、 番の が欠席されているため代わって答弁いたします。異議ございません。

議 員 委員 長 はい、以上36件について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

6番 委員 本宮地域の反収は大体どれくらいですか。

36番 委員 栽培場所、栽培方法、耕作者により大きく異なりますが、慣行栽培では平均して10アール当たり430kgから480kgほどと見ております。

議 員 委員 長 はい、よろしいですか。続きまして所有権の移転についての申出がございしますので、事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎 所有権の移転について説明させていただきます。1番、 字 、 他1筆、畑の8,689㎡、譲渡人は 、 、譲受人は 、 、利用目的は畑、対価は750万円、持参払いの、支払期限、所有権移転の時期、引渡しのは時期は3月22日です。この申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 員 委員 長 それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

議 員 委員 長 番です。これは先月あっせん成立の報告があった土地です。は若いかたで36歳です。6,800㎡の畑はみかん畑ですが、これも順次梅畑に改植していくということです。異議ございません。

議 員 委員 長 はい、所有権移転について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 員 委員 長 はい、それではそのようにさせていただきます。

それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の会議録署名委員に、6番の向日一義委員さん、7番の前田登委員さん、よろしく願いをいたし

ます。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号買受適格証明願農地法第3条について、議案第5号事業計画変更申請農地法第4条について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、を上程させていただきます。

それでは、議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査

3条申請を説明させていただきます。1ページをお願いします。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は585㎡、他に9筆ございまして合計面積は登記簿18,469㎡の内18,356.52㎡です。貸人は 、借人は 、期間11年間の使用貸借の再設定です。経営移譲です。2番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は75㎡、他5筆、合計面積は5,320㎡、譲渡人は 、譲受人は 、売買です。3番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は30㎡、譲渡人は 、譲受人は 、贈与です。2ページをお願いします。4番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は346㎡、他10筆、合計面積は公簿23,666㎡の内、23,621.06㎡です。譲渡人は 、譲受人は 、贈与です。5番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は845㎡、他1筆、合計面積は1,941㎡です。譲渡人は 、譲受人は 、あっせんによる売買です。6番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,902㎡、譲渡人は 、譲受人は 、贈与です。7番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は公簿1,857㎡の内、1,689㎡です。他1筆ありまして合計面積は公簿3,014㎡の内、2,846㎡です。譲渡人は 、譲受人は、 、売買です。3ページをお願いします。8番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は463㎡、他7筆、合計面積は3,969㎡です。譲渡人は 、譲受人は、 、売買です。9番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は公簿745㎡の内722.56㎡です。他16筆ありまして、合計面積は公簿23,406.04㎡の内23,383.6㎡です。譲渡人は 、譲受人は、 、贈与です。4ページをお願いします。10番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に田、面積は423㎡です。譲渡人は 、譲受人は、 、売買です。水稻と野菜の営農計画書が付いています。11番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は211㎡です。他に1筆ございまして、合計面積は452㎡です。譲渡人は 、譲受人は、 、売買です。水稻と野菜の営農計画書が

付いています。12番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に田、面積は565㎡、他に7筆ございまして、合計面積は3,853㎡です。譲渡人は 、 、持分24分の3、譲受人は、 、 、持分24分の18、贈与で持分移転です。13番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は811㎡です。譲渡人は 、 、譲受人は、 、 、売買です。5ページをお願いします。14番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に田、面積は390㎡です。譲渡人は 、 、譲受人は、 、 、交換です。15番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に田、面積は296㎡です。譲渡人は 、 、譲受人は 、 、交換です。16番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は341㎡です。譲渡人は 、 、譲受人は 、 、売買です。以上16件について書類を審査したところ、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 有難うございます。それでは逐条審議をお願いするのですが、3番に の案件がございますので、それを後回しにして、15件のご審議をお願い申し上げます。1番

議 番 委員 はい、 番です。1番について異議ありません。

議 長 はい、2番。

議 番 委員 はい、 番です。 番の の担当ですが、欠席していますので私が答弁します。2番について異議ございません。

議 長 はい、4番。

議 番 委員 番です。4番について親から子への贈与で問題ございません。

議 長 はい、5番。

議 番 委員 番です。5番つきまして異議ございません。6番について少し説明させていただきます。 と につきましては、他人でございます。 が年齢的な面から耕作面積を減らそうということで、この畑を誰かに貰ってもらうことが出来ないかということで、JAに依頼されておりました。 は、 になっていますが、 のかたで、このかたが手を挙げたというような状況です。異議ございません。

議 長 はい、7番。

議 番 委員 番です。7番について異議ございません。8番についても7番の から移るということで異議ございません。9番については、親子間の贈与で異議ございません。

議 長 はい、10番。

議 番 委員 番です。10番について異議ございません。

議 長 はい、11番。

議 番 委員 番です。11番について異議ございません。

議 長 はい、12番。

議 番 委員 番です。12番の贈与について異議ございません。

議 長 はい、13番。
 番 委員 番です。13番について長男が定年退職となりましたので帰ってきて農業後継者となるようです。作物についてはジャバラを植えるそうです。異議ありません。

議 長 はい、14番。
 番 委員 番です。 番の が欠席されていますので代わって答弁いたします。14番から16番について異議ございません。

議 長 はい、3条申請15件異議なしとのことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
 議 長 はい、それでは3番。逐条審議をお願い申し上げます。3番。
 番 委員 番です。これは農地以外との交換物件です。それで贈与となっております。異議ございません。

議 長 はい、3番について異議なしとのことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。どうも有難うございました。

議 長 それでは続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

高田 参事 6ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が畑、現況は休耕地です。面積は190㎡です。所有者は、 、 、使用目的及び規模は、住宅78㎡、庭園112㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、平成25年2月12日に農用地から除外されています。隣接同意、水利同意共にございます。谷川沿いにある段々畑の1つで第2種農地です。2番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑です。面積は398㎡です。所有者は、 、 、使用目的及び規模は、木材置場398㎡、着工日、工事期間は許可の日より1ヶ月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意は有り、水利同意は不要です。周囲を山林と住宅地に囲まれた小集団の農地で、第2種農地です。以上2件について、申請書、添付書類を審査したところ、農地法第4条第2項の許可出来ない要件には該当しておりません。農地法第4条申請2件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番
 13番 委員 13番です。3月7日に愛須局長、松平さん、泉委員さんと私の4人で現地調査を行いました。調査案件は4条2件、5条3件の計5件です。それでは4条について、現地の状況を報告させていただきます。1番について、擁壁が出来上がってしまっていて、事前着工ということで始末書が付いてあります。排水は合併浄化槽を設置して、市道があるのですがそこにパイプを

入れて下の小川に流すということです。問題ないと思われます。2番について、
 の下側の の上の山際の梅畑です。その梅を切って材木置場にするということです。梅畑の上が山になっていて、その木を切った際の材木置場にするということで、問題ありません。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

番 委員 番です。この件は息子さんの家を建つということです。問題ないと思います。

議 長 はい、2番。

番 委員 番です。周囲は宅地化されています。排水も縦横にありますし、問題ないと思います。

議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請2件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

高田 参事 7ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑です。面積は276㎡、譲渡人は 、 、譲受人は 、 、使用目的及び規模は、住宅124㎡、庭園152㎡です。着工日施行日は許可の日より6ヶ月以内、平成20年5月30日に農用地区域から除外しています。隣接同意は有り、水利同意は不要です。周辺が住宅地の小集団の農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が田、現況は畑です。面積は339㎡、貸人は 、 、借人は 、 、使用目的及び規模は、住宅82㎡、駐車場257㎡です。着工日施行日は許可の日より1年以内、平成24年10月9日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。30年間の使用貸借です。 の近くで、最近住宅が増加している地域にある第2種農地です。3番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が田、現況は休耕田です。面積は1,080㎡、他に3筆ございまして合計面積は4,792㎡です。譲渡人は 、 、持分6分の2です。 、 、持分6分の2です。 、 、持分それぞれ6分の1です。譲受人は 、 、使用目的及び規模は、共同住宅1,207.47㎡、駐車場29台分3,584.53㎡です。着工日工事期間は許可の日より6ヶ月以内、平成25年2月12日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございます。水利同意は区長の同意がでございます。面積が大きいので開発許可申請中です。過疎化の進む山村集落の山林や谷川に分断される小集団の第2種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査いたしましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しておりません。農地法第5条申請以上3件ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。

議 長 はい、それでは現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1

番。

13番 委員 13番です。この申請地は の南側です。ここは が
で造成事業をしたところです。周囲には6軒の新築住宅がありました。
残りは2年か3年生の梅畑です。ここは の後継者が利用する土地
としているらしいです。排水は合併浄化槽を設置し、前の側溝に流します。
何ら問題がないと思われま。

議 長 はい、2番。
17番 委員 はい、17番です。貸人と借人は親子関係です。現地は の西20
0mのところ、梅の小木が植わっております。アパート住まいをしている
息子さんが親の土地を借りて住居を構えるということです。生活雑排水
は合併浄化槽で側溝に流し、雨水は自然浸透と敷地に少し傾斜をつけ道路
側溝に流すということです。隣接農地への影響は特にございません。水利
組合の同意は、2つの組合の同意が有ります。隣接同意、水利組合の同意
もございますので、許可相当であると思えます。3番の の案件で
すが、これは被相続人、故人の遺言に土地を のために役立てて欲
しいということがあったということで、それを受けて が
にこの地に を作って欲しいという陳情をしたということです。そ
れを受けて が を建つということです。生活雑排水は合併
浄化槽で側溝に流し、雨水は自然浸透と道路側溝に流すということです。
隣接農地への影響は特にございません。隣接同意、水利組合の同意もござ
いますので、許可相当であると思えます。

議 長 はい、それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
番 委員 番です。譲受人の実家は山の中に3軒家があるところで、今は
に住んでいますが、子供も幼稚園へ通うほどに成長したので、区の土地
に家を建つということで、異議ございません。

議 長 はい、2番。
番 委員 番です。先ほどの説明のとおりで、異議ございません。

議 長 はい、3番。
番 委員 番です。先ほどの泉委員さんの報告のとおりでございます。
、
それから隣接した 、 の3区から陳情をいたしました。遺
言どおり、 を作っていただきたいということで、本人は昨年1
1月に亡くなったのですが、 に入ることを指折り数えて待って
いたのですが叶いませんでした。後は1日も早く着工出来ることを地元は希
望しております。異議ございません。

議 長 はい、農地法第5条申請3件異議なしとの事でございます。そのよう
に取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号買
受適格証明願（農地法第3条）について事務局の説明をお願い申し上げま
す。

松平 主事 8ページをお願いします。議案第4号買受適格証明願（農地法第3条）で
す。第1番、土地の所在は 、地目は登記簿、現況共に畑です。面積

は362㎡、他に1筆ございまして合計面積は750㎡、競売に付される土地の所有者の氏名は、
、持分2分の1、
、持分2分の1、申請人は、
、入札期間は平成25年4月5日から、4月12日です。
の耕作証明があります。買受適格証明願(農地法第3条)以上1件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、それではご審議をお願い申し上げます。1番。
番 委員 番です。これは 番の の担当ですが、本日 の関係で欠席されております。異議がないという連絡を受けております。異議ありません。

議 長 はい、議案第5号1件、異議なしということでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそうさせていただきます。続きまして議案第5号事業計画変更申請(農地法4条)について、事務局の説明をお願い申し上げます。

高田 参事 9ページをお願いします。議案第5号事業計画変更申請(農地法4条)です。1番、土地の所在は 字、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,246㎡、当初計画は、
、事業内容は施設1棟、269㎡、駐車場8台分、977㎡でした。変更後の計画は、事業者は同じで、事業内容は駐車場24台分、1,246㎡です。事業計画変更の理由は、平成23年9月の台風の土砂災害の影響で、 の危険度意識が高まり、国土交通省の全国深層崩壊推定頻度マップで当該地の背後の山斜面が非常に危険箇所であると推定されているので当該地への施設建設に反対意見が出てきた。 では、施設建設に当り田辺市土砂災害危険箇所マップにおいて、土石流による被害の恐れのある箇所から近くではあるが外れていた為、本事業を計画したが、今回保護者会の強い要望もあり当初の計画を残念する。以前より の従業員、保護者及び来客者の駐車場が狭いと感じていたので、駐車場を設置する。当初の計画は昨年7月に5条許可が出ております。この事業計画変更は、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しておりません。事業計画変更申請(農地法4条)1件ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 この案件については、昨年5条申請の段階で現地調査をしており、それから時間の経過がそれほど経っておりませんので、現地調査はしていません。そういうことで、逐条審議をお願い申し上げます。1番。
番 委員 番です。異議ございません。

議 長 はい、議案第5号事業計画変更申請1件、異議なしということでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして報告第1号農地等売渡あっせん成立について事務局の説明をお願い申し上げます。

高田 参事 10ページをお願いします。報告第1号農地等売渡あっせん成立です。1番、土地の所在は 字、地目は登記簿、現況共に畑、面積は466㎡、他に3筆ございまして合計面積は1,771㎡です。売

渡人は、買受人は、平成25年2月19日成立で、価格は80万円です。あっせん委員は、
 でした。あっせん成立以上1件報告申し上げます。

議 長 はい、あっせん成立について代表委員の方の顛末の報告をお願い申し上げます。

番 委員 番です。2月19日に、に寄っていただきました。
 の住所の番地とあっせんする農地の番地を見ていただいたら分かるように、の隣接地であり、他の人に買われたら困るということで、話はとんとん拍子で進みまして、価格も80万円であれば購入可能であるということで、すんなりと決まりました。

議 長 はい、有難うございました。只今の件につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。
 (なしの声あり。)

議 長 はい、ないようでございますので、報告とさせていただきます。どうも有難うございました。追加議案がございます。上程させていただいてよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは追加議案を上程させていただきます。議案第1号買受適格証明願(農地法第3条)について事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主事 追加議案の1ページをお願いします。議案第1号買受適格証明願(農地法第3条)です。第1番、土地の所在は、地目は登記簿、現況共に畑です。面積は362㎡、他に1筆ございまして合計面積は750㎡です。競売に付される土地の所有者の氏名は、持分2分の1、
 、持分2分の1です。申請人は、入札期間は平成25年4月5日から、4月12日です。の耕作証明があります。買受適格証明願(農地法第3条)以上1件ご審議の程よろしく
 お願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
 番 委員 これも先程の案件と同じく、の担当でございます。異議がないということでございます。

議 長 はい、追加議案第1号、異議なしとのことでございます。そのように取り
 図らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。

番 委員 競売の期間が4月5日から12日なので、申し込みがあればまだいける
 のですか。

議 長 はい、今後申請があれば、次の委員会が4月10日で間に合いませんので、
 私と事務局と地元委員さんと連絡を取り合って、条件を充たしていれば証明するようにしています。そのような形で適格証明することをご了承
 いただきたいと思っております。

議 長 はい、それではその他の案件でございます。2月の県の農業会議に提出を
 いたしました4条1件、5条申請8件につきまして無事答申されましたこ

- とをご報告申し上げます。地籍調査の結果について大塔地区の熊野と和田の2件、事務局から説明申し上げます。
- 高田 参事 田辺市熊野字中曾、中瀬、中村、一日所、峯ヶ谷、大前、和田字鍛冶垣内、中祖、仮野、上八垣内の地籍調査の結果について土地対策課から協議があり、地元委員に確認済みであることを報告する。
- 議 長 はい、只今の説明につきまして、何かご質問、ご意見ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 それではないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、農業委員会の活動計画について、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価と、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 高田 参事 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価と、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明する。
- 議 長 はい、只今の説明につきまして、何かご質問、ご意見ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 それではないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、農地法第3条関係で、下限面積の別段の設定について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 松平 主査 下限面積の別段の設定について、旧田辺市は法どおり50アール、旧4町村については、別段の面積として10アールとすること、これは毎年定めなければならないことを報告する。
- 議 長 従来どおりの面積とすることに、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、本年度はこういう形で進むということで、ご理解いただきたいと思います。続きまして、年金の加入推進記録簿について説明させていただきます。
- 松平 主査 農業者年金加入推進記録簿の記入について説明する。
- 議 長 只今説明があったように農業者年金への加入の推進をお願いしたいということでございます。今迄農業情勢が非常に悪かったので推進も難しかったと思います。24年度の税申告状況も梅の収量は少なかったものの、単価が高騰し売上げが若干上がった云うことです。節税対策なり、年金入っただけでよかったという声も聞きますし、景気も上向いて来るような噂も聞きますので、推進をお願いしたいと思います。このことについてご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 続きまして、鳥獣害対策の講演会が3月2日にございました。その内容について局長より報告していただきます。
- 愛須 局長 3月2日の鳥獣害対策講演会の内容と就農支援センターの業務内容について説明する。
- 議 長 只今の鳥獣害対策と就農支援センターの説明についてご質問ございませんか。
- 6番 委員 今和歌山県ではジビエ料理についていろいろ取り組んでいるようですが、

- 議 長 買い上げについての支援はあるのですか。
- 愛須 局長 今のところは買い上げてくれるところはないようです。それでは局長から監査委員会からの指摘について報告があります。
- 議 長 現地調査時の昼食代について、委員の旅行積立金から支払うようにしたい旨報告する。
- 議 長 そういうことをご理解いただきたいと思います。
- 本日予定をしておりました議案についてはすべて終了いたしました。皆様方から何かございませんか。ないようでございますので、本日はこれで終了いたします。長時間に亘りご審議いただきまして有難うございました。

午後 3 時 5 0 分終了